

川越市工事等設計書の情報提供に係る要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注した工事又は委託の金入り設計書（以下「工事等設計書」という。）の情報提供に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 情報提供の対象となる工事等設計書は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市が発注した工事又は委託（建設工事に係る土木設計、建築設計、調査、補償、測量、監理の委託及び工事に準じた設計積算による委託。）であること。
 - (2) 単価適用年月から1箇月を経過し、かつ、当該案件が契約済であること。
 - (3) 川越市情報公開条例第6条に規定する非公開情報が記録されていないこと。
- 2 情報提供が可能となる期間は、工事又は委託の当該契約の締結の日が属する年度の翌年度末までとする。

(情報提供の依頼)

第3条 情報提供を受けようとする者（以下「依頼者」という。）は、工事等設計書情報提供依頼書（様式第1号（甲）（乙））（以下「依頼書」という。）を次に掲げるいずれかの方式により提出する。

- (1) 窓口提出方式
依頼書を工事等設計書に係る建設工事等の事業主管課（以下「事業主管課」という。）の窓口に提出する方式
- (2) 郵送方式
依頼書を郵送により事業主管課に提出する方式。

(情報提供の方法)

第4条 工事等設計書の情報提供は、依頼書に記載された案件について、ファイル転送システム（電子メールにより工事等設計書データに係るURL及びパスワードを送付するもの。）又は工事等設計書の写しの

交付により行うものとする。

- 2 事業主管課は、情報提供を決定した場合は工事等設計書情報提供通知書（様式第2号（甲）（乙））により情報提供を行うものとする。
- 3 ファイル転送システムによる工事等設計書データの提供は、PDF形式（文字情報として認識できないもの。）とする。
- 4 事業主管課は、依頼書を受け付けた日から起算し、川越市の休日を含める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する日以外の日で、15日以内に情報提供を行うものとする。

（情報提供不可の取扱い）

第5条 事業主管課は、本要領第2条各項に定める要件を満たさない場合、又は該当する工事等設計書が存在しない等の理由により情報提供ができない場合は、依頼者に対して、工事等設計書情報提供不可通知書（様式第3号）により、依頼書を受け付けた日から起算し、川越市の休日を含める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する日以外の日で15日以内に、該当する工事又は委託の情報提供ができない旨を通知しなければならない。

（費用）

第6条 情報提供に要する費用は、ファイル転送システムによる場合は無料とする。ただし、工事等設計書の写しの交付による場合は、依頼者は交付に要する費用を負担しなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。